

2026年4月16日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 先生御机下



一般社団法人ワクチン問題研究会
業務執行理事 児玉 慎一郎
業務執行理事 藤 沢 明 徳
代表理事 福 島 雅 典

mRNA ワクチン接種後の重篤症例に関する情報開示および全国調査、 国費執行の透明性と説明責任の履行を求める要望書

厚生労働省におかれましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応ならびに国民の健康と公共の福祉の向上に多大なるご尽力を賜り、深く敬意を表します。

ご高承のとおり、2021年2月にCOVID-19に対して特例承認されたMessenger RNA脂質ナノ粒子製剤（以下「mRNA ワクチン」という。）の接種後に生じた健康被害について、予防接種後副反応疑い報告に基づく医療機関からの自発報告件数は、総数 67,000 件以上（別添資料 1：2026 年 2 月 20 日厚生労働大臣記者会見の発言より※重篤例数のみ発言されていません。）、そのうち重篤症例 9,325 件以上（2024 年 8 月 4 日報告分）、死亡症例 2,302 件（2025 年 9 月 30 日報告分）に上ることを把握しております。

また、予防接種健康被害救済制度における申請件数は、2026 年 4 月 13 日現在、15,193 件、そのうち認定 9,465 件、死亡事例に関する申請件数 1,964 件、認定 1,069 件となっております。さらに、障害年金については、1,093 件の申請のうち、222 件の認定にとどまっており、健康被害に遭われた多くの患者さんたちが未だ十分な救済に至っていない深刻な実態があります。

これらの方々に対する真摯な対応は、日本国憲法第 13 条が保障する「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保護し、同第 25 条第 2 項に基づく「公衆衛生の向上及び増進」という国の絶対的な責務を果たす上で、一刻の猶予も許されないものです。

つきましては、悲惨な現状を少しでもご理解いただくために、私どもが実際に診療してきた mRNA ワクチン接種後の副作用被害者のうち、重篤な症例の一部を抜粋し一覧として取りまとめた重篤症例リスト（別紙資料 3）を提出いたします。これらは、国の推奨に基づいて本ワクチンを接種した結果、就労不能や寝たきりとなるなど、日常生活に重大な支障をきたし長期療養を余儀なくされている症例です。被害届の提出すら困難な患者さんや、医療機関からの自発報告から漏れている症例も多数存在しているはずで、現在公表されている被害件数は氷山の一角に過ぎないと推認されます。

このような、副反応リスクに関する周知徹底アップデートの不足が、健康被害を受けた国民に対してさらなる精神的・経済的負担を強いる要因となっている事実を、私どもは実際の診療現場において痛感しております。また、これほど深刻な健康被害が報告されている現状において、本ワクチンの接種事業に投じられた国費執行の透明性の欠如と説明責任の未了は、看過できない重大な問題です。

内閣府の公表資料（別紙資料 4）によると、令和元年度から 4 年度までの新型コロナウイルス感染症対策に充当された予算総額は 100 兆円を超え、実際の執行額は 91.5 兆円に上り、そのうち厚生労働省が執行した額は全省庁の中で最大規模の約 27.4 兆円に達するとされております。

新型コロナワクチン接種事業については、令和 2 年度から 3 年度における会計検査院の報告により、約 4 兆 2,026 億円の国費が投じられていることが確認されております。（別紙資料 5）

会計検査院は、厚生労働省が約 8 億 8,200 万回分のワクチンを確保する際に作成した資料について、数量の算定根拠が十分に記載されておらず、客観的に検証可能な資料が存在しなかったと報告しております。このような算定根拠の不明確さが指摘される一方で、購入された約 2 億 4,415 万回分以上のワクチンが廃棄され、その損

失総額は約 6,653 億円という甚大な額に上ります。(別添資料 2)

翻って、ワクチン接種後に死亡認定された 1,069 名への補償額は、葬祭料 22.2 万円を含め死亡一時金 1 人当たり最大 4,950 万円として試算した場合の総額は約 531 億 5,281 万円です。国はその他の給付を含め、mRNA ワクチン接種後の健康被害救済にこれまでどれだけの費用を計上し、今後どれだけの費用を要する見込みであるか、国民に対し明確に説明する義務を負っております。あまつさえ、このように巨額の国費が投じられているにもかかわらず、健康被害者に対する実態把握はもとより、適切な医療提供体制が十分とは言えない現状を速やかに改善し、国民の負託に応えるべきではないでしょうか？

とりわけ、医療機関から自発報告された 9,000 件以上にも上る重篤症例の詳細な内容については、死亡報告と同様に全面公開されるべきです。これらのデータは、今後全国の医師が被害者を適切に診断・治療するための不可欠な情報基盤であり、これを非公開とし続ける現状は、現場の医療提供体制に対する重大な阻害行為に等しいと言わざるを得ません。

国民に対してワクチン接種を推奨し広範に実施した国が、施策の結果生じた重篤健康被害の正確な実態把握を怠り、補償を限定し続けることは、法的・道義的責任の双方において断じて容認できるものではありません。

つきましては、以下について直ちに適切な実行を要望いたします。

【要望事項】

1. 医療機関から自発報告された全重篤症例の情報開示

mRNA ワクチン接種後の健康被害に係る診療情報・症例データについて、個人情報保護の範囲内において速やかに全面的な情報開示を行うこと。(別紙資料 6)

行政が保有するこれら生命に関わるデータは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第 1 条が定める「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務(説明責任)」の核心をなすものであり、これを非公開とすることは同法の趣旨に著しく反する。

2. 全国規模の体系的網羅的健康被害実態調査の実施

mRNA ワクチン接種後健康被害の実態を把握するため、日本医師会および各都道府県衛生主管部(局)と連携し、体系的かつ網羅的な追跡調査を早急に実施すること。

3. 健康被害の実態事実の医療機関・国民への周知徹底

mRNA ワクチン接種に伴う健康被害の実態を、新聞、テレビ等のマスコミ、自治体、日本医師会および各都道府県等衛生主管部(局)を通じて広く周知し、医療現場で適切に対応できる体制を整備すること。

4. 健康被害救済制度による審査基準の透明化と迅速化にかかる抜本的見直し

審査基準の透明化および迅速化を図り、申請者に対する公正かつ速やかな救済を実現すること。

現在の申請から認定までの長期化および極端に低い障害年金の認定率は、予防接種法第 15 条が規定する「健康被害の救済」という立法の趣旨を形骸化させるものであり、ただちに運用を抜本的に是正すること。」

5. 国費執行の透明性と説明責任の履行

会計検査院が指摘した費目の算定根拠を明確にし、今後の救済費用の推計を含めて国民へ包括的な説明を果たした上で、その結果を国会に報告すること。

日本国憲法第 83 条が定める「財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行行使しなければならない」とする財政民主主義の原則、および財政法第 46 条に基づく国民への説明責任に照らし、4 兆円を超える関連予算の執行内容と廃棄による巨額損失の経緯を白日に晒すことは、行政としての最低限の法的義務である。

mRNA ワクチン接種事業は、国の推奨のもとで多くの国民が接種を受けた極めて重要な公衆衛生施策であり、これは医療上の問題のみならず、巨額の国費を投じて実施された国家的事業でもあります。その結果として生じた健康被害について、実態把握および適切な救済、ならびに国費執行に関する透明性の確保と説明責任の履行は、いずれも先送りが許されない国として果たすべき課題であり責務です。

2021年2月の医療従事者への先行接種開始から5年が経過した現在においても、mRNA ワクチン接種後に健康被害に遭われた多くの患者さんが、適切な診断・治療・補償を受けられない状況は依然として続いております。厚生労働大臣におかれましては、mRNA ワクチン接種後の健康被害の実態および深刻な医療状況を真摯にご認識いただき、国民の生命と健康、ならびに公共の福祉の確保のため、要望事項につきまして迅速かつ適切な対応を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

1. [厚生労働大臣会見概要（令和8年2月20日）](#)
2. [第213回国会 衆院決算行政監視委員会 第2号 厚労省政府参考人説明（令和6年4月15日）](#)

別添資料リンク用 QR コード



【別紙資料】

3. [mRNA ワクチン接種後重篤患者症例リスト](#)
4. [内閣感染症危機管理統括庁「新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況等について」（令和6年7月2日）](#)
5. [会計検査院報告資料「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について（概要）」（令和3年5月）](#)
※別紙は概要です。全文は、QR コードのリンクをご参照下さい。
6. [行政文書開示請求書（令和8年4月1日）](#)

別紙資料リンク用 QR コード

